

大野市告示第 39 号

大野市排水設備指定工事店の処分等に関する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 9 日

大野市長 岡田 高大

大野市排水設備指定工事店の処分等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大野市公共下水道条例（平成 12 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 14 条に規定する指定工事店の指定の取消し又は一時停止の処分及びこれに係る行政指導（以下「処分等」という。）の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(処分等の基準)

第 3 条 処分等は、指定工事店が別表第 1 の左欄に掲げる行為（以下「違反行為」という。）を行った場合における累積点数（一の指定工事店につき、当該指定工事店が行った違反行為ごとに同表右欄に定めるところにより付した点数の合計をいう。）に応じて行うものとし、その基準は別表第 2 のとおりとする。

2 前項に規定する違反行為ごとの点数は、当該点数が付された日から起算して 2 年を経過した日に消滅する。

3 一の指定工事店が同時に 2 以上の違反行為を行ったときは、それぞれの違反行為ごとの点数を付するものとする。

(処分等の手続)

第 4 条 市長は、指定工事店が行った違反行為の累積点数が行政指導に相当する場合は、指導通知書（様式第 1 号）により、その旨を当該指定工事店に通知するものとする。

2 市長は、指定工事店が行った違反行為の累積点数が処分に相当する場合は、処

分通知書(様式第2号)により、その旨を当該指定工事店に通知するものとする。

- 3 前項の場合にあっては、大野市行政手続条例(平成9年条例第1号)及び大野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年規則第4号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

違反行為		点数
1	不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき	10点
2	営業所ごとに責任技術者が専属しなくなったとき	10点
3	水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者が専属しなくなったとき	10点
4	工事の施行に必要な機械器具を有しなくなったとき	10点
5	福井県内に営業所がなくなったとき	10点
6	次のいずれかに該当することとなったとき、又は法人にあって、その役員の中に次のいずれかに該当する者があることとなったとき	
	ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	10点
	イ 条例第14条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過しない者	10点
	ウ 業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の事由がある者	10点
7	条例第12条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の工事の施行ができないと認められるとき	5点
8	条例第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	2点
9	施行する排水設備等の工事が、公共下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが著しいと認められるとき	2点
10	公共下水道に関する法令等が定めるところに従い適正な排水設備等の工事を施行しなかったとき	2点
11	工事施行の申込みを受けたときに、正当な理由がなくこれを拒んだとき	1点
12	工事契約に際して工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなかったとき	1点

1 3	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	2 点
1 4	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	2 点
1 5	条例第 5 条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けずに工事に着手したとき	2 点
1 6	責任技術者の監理の下において設計及び施工をしなかったとき	2 点
1 7	工事の完了後 1 年以内に生じた故障等は無償で補修しなかったとき（天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものを除く）	2 点
1 8	災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力要請があった場合に、協力しなかったとき	1 点
1 9	正当な理由がなく事務連絡会を欠席したとき	1 点
2 0	その他市長が指定工事店として不相当と認めたとき	その状況に応じ、市長が決定する点数

別表第2（第3条関係）

処分等の内容		累積点数
行政指導	文書注意	1点
	文書警告	2点から4点まで
処分	指定停止3月	5点から7点まで
	指定停止6月	8点又は9点
	指定取消し	10点以上

備考

- 1 違反行為発覚から処分の決定までの間は、新規の排水設備等の工事及び施行継続中の排水設備等の工事を施行することができる。ただし、当該指定工事店による当該排水設備等の工事の施行により回復困難な損害が発生するおそれがある場合は、この限りでない。
- 2 処分期間中は、新規に排水設備等の工事を施行することができない。ただし、施行継続中の排水設備等の工事については、その施行に支障がない限り、当該処分期間中も施行することができる。